

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

氷見市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・義務教育学校における
臨時休校の再延長について

氷見市教育委員会では、児童生徒等の健康及び安全の確保を最優先する観点から、現在実施している市内全小・中・義務教育学校における5月6日までの臨時休校を5月31日まで再延長することとします。

なお、休校中の基本的な方針については、下記のとおりとなりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

記

- 1 臨時休校の期間 令和2年4月9日（木）～ 令和2年5月31日（日）
- 2 休校中の対応について
 - (1) 臨時休校の期間中、児童生徒は自宅待機とします。
 - (2) 教職員は通常通り8:15から16:45まで勤務しますので、学校と児童生徒の連絡が確実にとれる体制を整えておいてください。
午後6時までは電話の受付ができるように複数の教職員が待機します。
 - (3) 親戚や知人等の協力がどうしても得ることができず、夕方まで子供一人で過ごすことになる家庭のうち、小学生については、日中、学校での預かりを可能とします。
※1 学童保育登録の児童は、放課後、学童保育に移動します。
※2 弁当を毎日、持参させてください。
※3 スクールバスが配置されている学校は、登校及び学童保育への運行をします。

なお、小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒で、学校が必要と認めた場合についても、同様に学校で預かることとします。